

# 山口県報

平成19年  
12月4日  
(火曜日)

## 目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 二

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出 (厚政課) ..... 三

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定 (厚政課) ..... 三

生活保護法の規定に基づく施術者の指定 (厚政課) ..... 四

生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出 (厚政課) ..... 四

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定 (三件) (厚政課) ..... 四

土地改良区定款変更の認可 (農村整備課) ..... 六

公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可 (港湾課) ..... 六

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (県民生活課) ..... 六

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (三件) (商政課) ..... 七

土地改良区役員 (届出) (農村整備課) ..... 七

山口都市計画道路の変更の案の縦覧 (都市計画課) ..... 八

小郡都市計画道路の変更の案の縦覧 (都市計画課) ..... 八

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) ..... 九

雑報

県報の正誤 (昭和三十八年三月一日山口県規則第十号ほか三件) ..... 九

### 山口県告示第六百三十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年十二月四日から同月二十五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部生活安全課において公衆の縦覧に供する。

平成十九年十二月四日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 防府エネルギーサービス株式会社  
住 所 防府市鐘紡町三番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 防府エネルギーサービス株式会社  
所在地 防府市鐘紡町三番一号
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 力 (N <sub>m</sub> <sup>3</sup> /時)	工事着手 予 定 年 月 日	工事完成 予 定 年 月 日	使用開始 予 定 年 月 日	使用時間 隔 隔 時 日 の 使用 間 間 動 季 の 節 節 概 的 要 変
六三の三	一三五、〇〇〇	平成一九、 一、二、二六	平成二〇、 三、一	平成二〇、 三、二一	連 続 二 四 時 間 変 動 な し

備考 「六三の三」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十三号の三の石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設をいう。

山口県告示第六百四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基

づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。  
当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年十二月四日から同月二十五日

No. 1 排水口	排水口	排出水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )								
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)					
七	七	通常最大 八・五	通常最大 四・八	通常最大 四・五	通常最大 六・五	通常最大 〇・〇三	通常最大 二・九	通常最大 三・四	通常最大 〇・五	通常最大 〇・六	通常最大 四・〇〇五	通常最大 四・六二五

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		処理前	処理後	
ろ過施設	水素イオン濃度 (水素指数)	七	"	"
	化学的酸素要求量 (mg/l)	八・五	二〇	"
	浮遊物質量 (mg/l)	五・五	三〇	"
	鉍油類 (mg/l)	一・六八六	四〇	"
	窒素 (mg/l)	二・〇〇〇	"	"
	リン (mg/l)	〇・三	"	"
	鉍油類 (mg/l)	八・〇〇	"	"
	窒素 (mg/l)	八	"	"
	リン (mg/l)	一・三	"	"
	鉍油類 (mg/l)	〇・五	"	"
	鉍油類 (mg/l)	一・二	"	"
	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	三〇〇	"	三六〇

(一) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (m <sup>3</sup> /時)	処理の方式	使用時間	間隔	一日当たり	季節的変動の要	工事着手予定	工事完成予定	使用開始予定
ろ過施設	鋼板製	一六	ろ過	連続	二四時間	変動なし	概	平成一九二六	平成二〇一	平成二〇二

四 汚水等の処理施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
六三三三	七	一・六八六	三〇〇
	八・五	二・〇〇〇	三六〇

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

までの間、山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部生活安全課において公衆の縦覧に供する。

平成十九年十二月四日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 防府エネルギーサービス株式会社  
住 所 防府市鐘紡町三番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名称 防府エネルギーサービス株式会社  
所在地 防府市鐘紡町三番一号
- 三 特定施設の種別  
水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十三号の三の石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設  
変更しようとする事項の内容  
四 排出水の量を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。

No. 1 排水口	項目	排出水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量(m <sup>3</sup> )
		変更前	変更後	
"	水素イオン濃度(水素指数)	七・五	八・五	四・八
	化学的酸素要求量(mg/l)	一〇・一	五・六	
"	浮遊物質質量(mg/l)	三・四	四・五	六・五
	鉍油類(mg/l)	〇・〇三	"	
"	窒素(mg/l)	一・四三	二・九	三・四
	燃り素(mg/l)	一・七二	三・四	
"	燃り素(mg/l)	〇・九一	〇・五	四・〇〇五
	燃り素(mg/l)	一・一四	〇・六	
				四・六二五

**山口県告示第六百五号**

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十九年十二月四日

山口県知事 二井 関成

名称 医療所 機在 地 廃止年月日

周陽ひふ科 周南市周陽二丁目一番二九号 平成一九、九、三〇  
 米田齒科医院 岩国市元町一丁目九番二六号 " " "  
 あすか調剤薬局 麻里布町五丁目四番二六号 " " "

**山口県告示第六百六号**

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年十二月四日

山口県知事 二井 関 成

名 称	機 関	在 地	指 定 年 月 日
周陽ひふ科	周南市大内町一〇番二一〇号	周南市大内町一〇番二一〇号	平成一九、一〇、一
ヨネダ歯科クリニック	岩国市三笠町二丁目一番二一〇号	岩国市三笠町二丁目一番二一〇号	" " " "
あすか薬局	" 麻里布町五丁目三番一六号	" 麻里布町五丁目三番一六号	" " " "
そうごう薬局中津町店	" 中津町一丁目一九番一七号	" 中津町一丁目一九番一七号	" " " "
みき薬局	" 錦見六丁目一三番一〇号	" 錦見六丁目一三番一〇号	" " " "
みのり薬局	長門市東深川一八九七の二二	長門市東深川一八九七の二二	" " " "

山口県告示第六百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成十九年十二月四日

山口県知事 二井 関 成

氏名	施 術 所	在 地	指 定 年 月 日
川下 淳一	かわした整形外科	岩国市元町四丁目八番一〇号	平成一九、九、二二

山口県告示第六百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があつた。

平成十九年十二月四日

山口県知事 二井 関 成

氏名又は名称	居宅介護事業者の住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日
"	"	"	"	"

株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目一〇番一〇号	株式会社コムスン山口宇部ケアセンター	宇部市寿町二丁目五番一六号	訪問介護	平成一九、八、三一
----------	-------------------	--------------------	---------------	------	-----------

名 称	居宅介護支援事業者の主たる事務所の所在地	名 称	居宅介護支援事業所の所在地	廃止年月日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目一〇番一〇号	株式会社コムスン山口宇部ケアセンター	宇部市寿町二丁目五番一六号	平成一九、四、三〇

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名 称	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目一〇番一〇号	株式会社コムスン山口宇部ケアセンター	宇部市寿町二丁目五番一六号	介護予防訪問介護	平成一九、八、三一

山口県告示第六百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年十二月四日

山口県知事 二井 関 成

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名 称	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
株式会社きわなみ	宇部市大字際波三三五の二	きわなみ介護サービス	宇部市大字際波三三五の二	訪問介護	平成一九、五、一
ウエルピイ山口株式会社	広島市西区商工センター六丁目一番一〇号	サンキ・ウエルピイ介護センター山口小郡	山口市小郡下郷三三八〇の二	"	"
"	"	サンキ・ウエルピイ介護センター山口西	"	"	"
"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"

株式会社ピー  
工一 防府市警固町  
九号 一丁目六番三

株式会社ピー  
工一 防府市警固町  
九号 一丁目六番三

株式会社ピー  
工一 防府市警固町  
九号 一丁目六番三

株式会社ピー  
工一 防府市警固町  
九号 一丁目六番三

株式会社ピー  
工一 防府市警固町  
九号 一丁目六番三

株式会社ピー  
工一 防府市警固町  
九号 一丁目六番三

株式会社ピー  
工一 防府市警固町  
九号 一丁目六番三

株式会社ピー  
工一 防府市警固町  
九号 一丁目六番三

株式会社ピー  
工一 防府市警固町  
九号 一丁目六番三

株式会社ピー  
工一 防府市警固町  
九号 一丁目六番三

株式会社ピー  
工一 防府市警固町  
九号 一丁目六番三

株式会社ピー  
工一 防府市警固町  
九号 一丁目六番三

株式会社ピー  
工一 防府市警固町  
九号 一丁目六番三

株式会社ピー  
工一 防府市警固町  
九号 一丁目六番三

株式会社ピー  
工一 防府市警固町  
九号 一丁目六番三

株式会社ピー  
工一 防府市警固町  
九号 一丁目六番三

株式会社ピー  
工一 防府市警固町  
九号 一丁目六番三

株式会社ピー  
工一 防府市警固町  
九号 一丁目六番三

株式会社ピー  
工一 防府市警固町  
九号 一丁目六番三

株式会社ピー  
工一 防府市警固町  
九号 一丁目六番三

株式会社ピー  
工一 防府市警固町  
九号 一丁目六番三

株式会社ピー  
工一 防府市警固町  
九号 一丁目六番三

株式会社ピー  
工一 防府市警固町  
九号 一丁目六番三

株式会社ピー  
工一 防府市警固町  
九号 一丁目六番三

株式会社ピー  
工一 防府市警固町  
九号 一丁目六番三

株式会社ピー  
工一 防府市警固町  
九号 一丁目六番三

株式会社ピー  
工一 防府市警固町  
九号 一丁目六番三

株式会社ピー  
工一 防府市警固町  
九号 一丁目六番三

株式会社ピー  
工一 防府市警固町  
九号 一丁目六番三

株式会社ピー  
工一 防府市警固町  
九号 一丁目六番三

株式会社ピー  
工一 防府市警固町  
九号 一丁目六番三

株式会社ピー  
工一 防府市警固町  
九号 一丁目六番三

株式会社ピー  
工一 防府市警固町  
九号 一丁目六番三

株式会社ピー  
工一 防府市警固町  
九号 一丁目六番三

株式会社ピー  
工一 防府市警固町  
九号 一丁目六番三

株式会社ピー  
工一 防府市警固町  
九号 一丁目六番三

株式会社ピー  
工一 防府市警固町  
九号 一丁目六番三

株式会社ピー  
工一 防府市警固町  
九号 一丁目六番三

山口県告示第六百一十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、  
介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。  
平成十九年十二月四日

山口県知事 二井 関成

介護予防事業者  
氏名又は  
住所又は  
主たる事  
務所の  
所在地

介護予防事業所  
名称  
所在地

事業の  
種類  
指定年月日

株式会社ピー  
工一 防府市警固町  
九号 一丁目六番三

株式会社ピー  
工一 防府市警固町  
九号 一丁目六番三

株式会社ピー  
工一 防府市警固町  
九号 一丁目六番三

株式会社ピー  
工一 防府市警固町  
九号 一丁目六番三

株式会社ピー  
工一 防府市警固町  
九号 一丁目六番三

株式会社ピー  
工一 防府市警固町  
九号 一丁目六番三

株式会社ピー  
工一 防府市警固町  
九号 一丁目六番三

ウエルビー山 口株式会社	広島市西区商 工センター六 丁目一番一 号	サンキ・ウエ ルビー・デ ィービスセン ター山口	山口市平井一 四一七の八	介護予 防護所	一、 二、 三、 四、 五、 六、 七、 八、 九、 十、 十一、 十二、 十三、 十四、 十五、 十六、 十七、 十八、 十九、 二十、 二十一、 二十二、 二十三、 二十四、 二十五、 二十六、 二十七、 二十八、 二十九、 三十、 三十一、 三十二、 三十三、 三十四、 三十五、 三十六、 三十七、 三十八、 三十九、 四十、 四十一、 四十二、 四十三、 四十四、 四十五、 四十六、 四十七、 四十八、 四十九、 五十、 五十一、 五十二、 五十三、 五十四、 五十五、 五十六、 五十七、 五十八、 五十九、 六十、 六十一、 六十二、 六十三、 六十四、 六十五、 六十六、 六十七、 六十八、 六十九、 七十、 七十一、 七十二、 七十三、 七十四、 七十五、 七十六、 七十七、 七十八、 七十九、 八十、 八十一、 八十二、 八十三、 八十四、 八十五、 八十六、 八十七、 八十八、 八十九、 九十、 九十一、 九十二、 九十三、 九十四、 九十五、 九十六、 九十七、 九十八、 九十九、 百
有限会社小川	山口市大内御 堀二二九三の 四	通所介護小京 都花の森	大内御 堀七七七の四 六三	介護予 防護所	一、 二、 三、 四、 五、 六、 七、 八、 九、 十、 十一、 十二、 十三、 十四、 十五、 十六、 十七、 十八、 十九、 二十、 二十一、 二十二、 二十三、 二十四、 二十五、 二十六、 二十七、 二十八、 二十九、 三十、 三十一、 三十二、 三十三、 三十四、 三十五、 三十六、 三十七、 三十八、 三十九、 四十、 四十一、 四十二、 四十三、 四十四、 四十五、 四十六、 四十七、 四十八、 四十九、 五十、 五十一、 五十二、 五十三、 五十四、 五十五、 五十六、 五十七、 五十八、 五十九、 六十、 六十一、 六十二、 六十三、 六十四、 六十五、 六十六、 六十七、 六十八、 六十九、 七十、 七十一、 七十二、 七十三、 七十四、 七十五、 七十六、 七十七、 七十八、 七十九、 八十、 八十一、 八十二、 八十三、 八十四、 八十五、 八十六、 八十七、 八十八、 八十九、 九十、 九十一、 九十二、 九十三、 九十四、 九十五、 九十六、 九十七、 九十八、 九十九、 百
医療法人社団 今釜整形外科	宇部市中村二 丁目六番一一 号	医療法人社団 今釜整形外科	宇部市中村二 丁目六番一一 号	介護予 防護所	一、 二、 三、 四、 五、 六、 七、 八、 九、 十、 十一、 十二、 十三、 十四、 十五、 十六、 十七、 十八、 十九、 二十、 二十一、 二十二、 二十三、 二十四、 二十五、 二十六、 二十七、 二十八、 二十九、 三十、 三十一、 三十二、 三十三、 三十四、 三十五、 三十六、 三十七、 三十八、 三十九、 四十、 四十一、 四十二、 四十三、 四十四、 四十五、 四十六、 四十七、 四十八、 四十九、 五十、 五十一、 五十二、 五十三、 五十四、 五十五、 五十六、 五十七、 五十八、 五十九、 六十、 六十一、 六十二、 六十三、 六十四、 六十五、 六十六、 六十七、 六十八、 六十九、 七十、 七十一、 七十二、 七十三、 七十四、 七十五、 七十六、 七十七、 七十八、 七十九、 八十、 八十一、 八十二、 八十三、 八十四、 八十五、 八十六、 八十七、 八十八、 八十九、 九十、 九十一、 九十二、 九十三、 九十四、 九十五、 九十六、 九十七、 九十八、 九十九、 百

山口県告示第六百一十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十九年十二月四日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称  
周南市久米土地改良区

認可年月日  
平成一九、一一、二一

山口県告示第六百一十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立に關する工事のしゅん功を認可した。

平成十九年十二月四日

山口県知事 二井 関成

一 埋立区域

(一) 位置

下関市豊北町大字神田字綱打場二二〇の七から同市豊北町大字神田字湯浦二二二四の二を経て同市豊北町大字神田字神田四七二九の二に至る土地の地先公有水面区域

(二) 区域

次の1の地点と2の地点を結ぶ平成十九年七月十三日付け指令平一九第二〇八号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. + 一・三三メートル）及び1の地点と2の地点を結ぶ平成十三年秋分の満潮位（D. L. + 一・三三

メートル）における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域  
1の地点 下関市豊北町大字神田字山田の山田三等三角点（北緯三四度一九分一  
二・九六四秒東経一三〇度五四分三七・四五五秒）から二五三度五六分四  
〇秒一、四六五・五七メートルの地点  
2の地点 1の地点から六三度二二分〇六秒六九・五一メートルの地点

(二) 面積

一、六三七・五七平方メートル

二 免許の年月日及び番号  
平成十四年一月二十一日 指令港湾第七号の一〇

三 関係図書を閲覧できる市町  
下関市

四 認可を受けた者  
下関市南部町一番一号  
下関市

下関市長 江島 潔

五 認可の年月日  
平成十九年十一月十五日



(五八二) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成二十年一月十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県柳井県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十九年十二月四日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日  
平成十九年十一月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 特定非営利活動法人つばさ

代表者の氏名 河村 眞弓  
 主たる事務所の所在地 柳井市柳井三八四二番地の六

(五八三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年七月十七日山口県公告(三六四)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。  
 当該意見は、平成十九年十二月四日から平成二十年一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。  
 平成十九年十二月四日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マンガ倉庫山口店  
 所在地 山口市吉敷下東三丁目三四六七の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五八四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年七月二十日山口県公告(三七〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり平生町から意見を聴きました。  
 当該意見は、平成十九年十二月四日から平成二十年一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び平生町役場において公衆の縦覧に供します。  
 平成十九年十二月四日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ロックショッピングタウン平生  
 所在地 熊毛郡平生町大字平生町五八八の三

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五八五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年七月二十日山口県公告(三七二)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。  
 当該意見は、平成十九年十二月四日から平成二十年一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市農林経済部商工課において公衆の縦覧に供します。  
 平成十九年十二月四日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 明屋書店南岩国店・クスリ岩崎チエーン南岩国店  
 所在地 岩国市南岩国町三丁目一五五二の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五八六) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。  
 平成十九年十二月四日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所	所
厚狭郡山陽町永安台沖開作土地改良区	理事	田村 静夫	山陽小野田市大字郡五一八八の三	
"	監事	倉重 穰次	"	四七〇九
"	"	植野 英樹	"	四七四五の一
"	"	重永 達記	"	四九七二
"	"	井上 京助	"	五三〇四
"	"	中村 勇治	"	五一九二
"	"	原田 保子	"	四八四〇





区域及び構造の変更  
 四 都市計画の案の縦覧期間  
 平成十九年十二月四日から二週間  
 五 都市計画の案の縦覧場所  
 山口県土木建築部都市計画課及び山口市都市整備部都市計画課

一 都市計画の種類及び名称  
 小郡都市計画道路三・四・十四長谷線  
 二 都市計画を変更する土地の区域  
 山口市小郡下郷  
 三 変更の内容  
 区域及び構造の変更

四 都市計画の案の縦覧期間  
 平成十九年十二月四日から二週間  
 五 都市計画の案の縦覧場所  
 山口県土木建築部都市計画課及び山口市都市整備部都市計画課

(五八九) 開発行為に関する工事の完了  
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。  
 平成十九年十二月四日

山口県知事 二井 関 成

一 開発区域に含まれる地域の名称  
 山陽小野田市大字小野田字二ノ小野田及び大字丸河内字小野田  
 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 宇部市上町一丁目六番三六号  
 株式会社朝日土地建物



正 誤  
 昭和三十八年三月一日山口県規則第十号(山口県恩給給与細則の一部を改正する規則)

ページ	段	行	誤	正
二七	上	左から一	在外公官長	在外公館長
"	下	左から六	在外公官長	在外公館長

平成元年九月三十日山口県規則第五十七号(山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則)

ページ	箇所	誤	正
一一	様式中	〇	〇
一三	様式中	〇	〇

平成十八年四月一日山口県訓令第十六号(山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令)

ページ	段	誤	正
五一	下	削り、「第124条第2項」を「第124条第3項」に改め	削り

平成十九年十二月四日印刷  
 平成十九年十二月四日発行

発行所

山口県知事庁

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

平成十九年十月三十日山口県報の別冊

ページ	誤		正	
二〇	千円 14,519	円 588,415	千円 20,898	円 522,450
二三	千円	円	千円	円

”	”
第6項に改め、同項の(8)を同項の(7)と同項の(7)中「第23条第1項」を「第33条第1項」に改め、同項中(7)を(6)とし	(7)から(11)までを(9)から(13)までとし